

○陸域を定める告示

(令和五年年十一月二日)

(国土交通省告示第千八十一号)

港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)別表第二第七号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号の規定に基づき、陸域を定める告示(昭和四十九年運輸省告示第二百七十九号)の全部を次のように改正し、令和五年十一月二日から適用する。

陸域を定める告示

- 一 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。)別表第二第七号の国土交通大臣が定める陸域は、次の図に示すとおりとする。
- (「次の図」は省略し、その図面を関係地方整備局のウェブサイトに掲載するものとする。)
- 二 令別表第二第八号の国土交通大臣が定める陸域は、次の図に示すとおりとする。
- (「次の図」は省略し、その図面を関係地方整備局のウェブサイトに掲載するものとする。)
- 三 令別表第二第九号の国土交通大臣が定める陸域は、次の図に示すとおりとする。

- (「次の図」は省略し、その図面を関係地方整備局のウェブサイトに掲載するものとする。)
- 四 令別表第二第十一号の国土交通大臣が定める陸域は、次の図に示すとおりとする。
- (「次の図」は省略し、その図面を関係地方整備局のウェブサイトに掲載するものとする。)
- 五 令別表第二第十三号の国土交通大臣が定める陸域は、次の図に示すとおりとする。
- (「次の図」は省略し、その図面を関係地方整備局のウェブサイトに掲載するものとする。)